

釜石市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月31日	<p>1 「被災者住宅再建支援事業補助金」及び「生活再建住宅支援事業補助金」制度の期間延長について</p> <p>東日本大震災の被災地区では、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業による宅地整備が平成30年度末に終了し、土地の引渡し後、住宅の建築が進んでおります。そのような中、被災地区にある地元の工務店には被災者からの建築依頼が集中している状態が見受けられるようになりましたが当該工務店の会社規模は小さく、住宅の着工から完成までには一定の時間を要しております。</p> <p>当該工務店が請け負う工事は補助金期限内の令和2年度までに完了する予定となっておりますが、大工が少なく、また工務店の代表が高齢であることから、請け負う工事が期限内に完了できるのかは不透明であり、一部工期が延びることも考えられます。</p> <p>併せて、工務店の代表自身も被災者であり、自宅の再建を残しているほか親族宅の建築も依頼されておりますが他の被災者の再建を優先しているため、補助金期限内での自身の再建が難しくなるものと思われまます。</p> <p>つきましては、被災した地区に戻り自宅を再建するためこれまで土地の引き渡しを待っていた被災者が安心して再建できるよう、「被災者住宅再建支援事業補助金」と「生活再建住宅支援事業補助金」の事業実施期間を令和3年度まで1年間延長いただきますようお願いいたします。</p>	<p>県の被災者住宅再建支援事業費補助及び生活再建住宅支援事業費補助のうち復興住宅新築、利子補給については、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、事業を実施する市町村に対して継続して補助を行うこととしました。</p> <p>今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	A : 1

<p>7月31日</p>	<p>2 自治体が行う空家等対策に係る負担の軽減について</p> <p>国が平成30年に実施した住宅・土地統計調査では、全国の空き家の総数は約850万戸で、そのうち賃貸用の住宅等を除いた空き家は約350万戸となっております。平成5年の調査から倍増しております。</p> <p>このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、自治体が特定空家等と認めたものについては、その所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採等その他周辺環境の保全を図るために必要な措置を行うよう助言又は指導、勧告、命令、行政代執行による強制執行が可能となりました。</p> <p>また、相続に伴う空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置として、空き家譲渡所得の特別控除などの措置も設けられたところです。</p> <p>本市においても、少子高齢化の影響により、空き家が増加傾向となっていることから、平成30年3月に釜石市空家等対策計画を策定し、空家等対策に注力しているところです。</p> <p>しかしながら、行政代執行については、膨大な事務量と専門的知識が必要となる上、所有者が生活困窮者だった場合、撤去費用が回収不能となるおそれがあります。また、今後より一層の人口減少等により空き家の増加が見込まれていることから、所有者等への空き家の適正管理に関する啓発などのさらなる取り組みや自治体への支援の強化が必要と感じているところです。</p> <p>よって、岩手県におかれましては、空家等対策を総合的に推進するため、所有者等の実情を鑑み、自治体が行う空き家の除却などの対策に必要な財政支援の拡充・強化を要望いたします。</p>	<p>空き家対策については、安全性の低下や景観の阻害等、地域住民の生活環境に影響を及ぼすような危険な空き家とならないよう予防的な対策が重要であると考えており、県では、住宅所有者に対し、危険な空き家にならないためリーフレットの作成・配布や、空き家相談窓口を設置し管理や売却などに関する専門家によるアドバイスをを行うことで、空き家の適正管理に関する啓発を行っているところです。</p> <p>(B)</p> <p>また、国では、空き家対策総合支援事業にて財政支援を行っており、釜石市におかれましては、策定済ですので支援の対象となります。</p> <p>なお、県土整備部建築住宅課主催で各市町村はじめ関係団体を構成員とする「岩手県空家等対策連絡会議」を通じて情報共有や技術的助言、市町村相互間の連絡調整などを行っていきます。(B)</p> <p>令和3年度から市町村が行う空き家の活用に係る支援として、空き家を若者及び移住・定住者の住宅として活用するため、「空き家バンク」の利活用促進に向けた市町村担当者研修会の開催及び、「空き家バンク」に登録された空き家を若者が取得する費用の一部を市町村が補助した場合に県も支援を行います。(B)</p> <p>県の財政支援は、国や各都道府県の動向や、県内市町村の意見を把握しながら、引き続き検討を行っていきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 3、 C : 1</p>
--------------	---	---	----------------	------------	-------------------------

<p>7月31日</p>	<p>3 地域公共交通の中核となる路線バスへの支援について</p> <p>人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、特に地方部において、公共交通機関の輸送人員の減少に伴う事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されています。</p> <p>こうした中、地域住民の通院・通学・買い物などの日常生活上不可欠な移動を確保するため、これまで民間事業者の事業運営に任せていた従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築することが喫緊の課題となっております。</p> <p>そのため、本市では、バス事業者の採算が合わずに休廃止している路線を存続し、住民の移動手段を確保するために、本市が委託運営するコミュニティバス及びデマンドバスを運行しております。</p> <p>しかし、国の支援の基準を満たさない利用者が少ない非効率路線は拡大傾向にあり、令和2年度をもって被災地特例（特定被災地域公共交通調査事業）が終了となることから、バス路線の減便・撤退が進み、地域公共交通を維持確保する上での負担が大きくなることが憂慮されております。</p> <p>つきましては、市民生活に欠かすことのできない地域公共交通の維持確保のため、下記の事項について、地域の実情に対応した手厚い支援を要望いたします。</p> <p>1 仮設住宅が整備された地区を通る路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス、デマンドバスを補助対象にする被災地特例が終了した後、復興公営住宅が整備された地区を通る路線バス等を補助対象とする恒久的な財政支援を講じるよう、国に働きかけること。</p> <p>2 バス事業者が運行する広域路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス、デマンドバスについて、令和3年度以降も1日あたり輸送量等の国庫補助要件を緩和措置するよう、国に働きかけをすること。</p>	<p>1 令和2年度までとされている広域バス路線に対する国庫補助の被災地特例について、期間を延長するとともに、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう、国に要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたところです。</p> <p>なお、コミュニティバス等に対する特定被災地域公共交通調査事業についても、期間の延長等を国に要望しましたが、国からは、令和2年度で事業を終了する見通しが示されたことから、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、引き続き、国に対して支援を求めています。</p> <p>(B)</p> <p>2 広域バス路線に対する国庫補助事業については、地域の生活の足の確保のため、輸送量等の要件を緩和している特例措置の期間を一定程度継続するよう、国に要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたところです。</p> <p>また、コミュニティバス、デマンドバスについては、地域内フィーダー系統確保維持費補助の新規性を必要とする補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 2</p>
--------------	---	--	---------------------	--------------	--------------

7月31日	<p>4 岩手県立釜石病院の感染症病棟を含めた建て替え整備について</p> <p>岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、地域の中核医療機関として重要な存在となっています。</p> <p>昭和52年12月の移転新築から40年、平成23年8月の耐震改修からは10年が経過し、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要です。</p> <p>令和2年度中に、釜石地域の医療の在り方に関する地域の意見を釜石地域医療構想調整会議で議論した上で、整備計画を明確に示していただきたいことから、県医療局で行っております劣化調査の結果を踏まえて、当圏域の基幹病院として安定的な医療供給体制を示すために、新築に向けて、感染症病棟を含めた建て替え整備計画を打ち出させていただきますよう要望いたします。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。</p> <p>県立釜石病院については、令和2年3月に劣化調査を完了しており、当該調査の結果を踏まえ対応していきます。</p> <p>また、感染症病床についても圏域の状況を踏まえながら対応していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
7月31日	<p>5 岩手県立釜石病院の医師確保について</p> <p>岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施などの地域医療の中核を担っていますが、医師が少なく、医師一人当たりの負担は増大しています。</p> <p>現状において、救急外来の受け入れや通常診療による医師一人当たりの負担は深刻であり、地域で安心安全な質の良い医療を提供するためには、早急な医療提供体制が必要な状況となっています。</p> <p>つきましては、医師の負担を軽減し、安定的な医療提供体制を確保するために、医師の配置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、令和元年度から医師事務作業補助者（医療クランク）を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の受入、奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

7月31日	<p>6 紹介外初診時負担金免除の適用範囲拡大について</p> <p>紹介外初診時負担金につきましては、岩手県立病院利用料規則において定められているところですが、当医療圏では受診できる診療科が限られており、診療科目によっては、県立釜石病院が実質的に外来診療を担っている状況です。</p> <p>当該負担金は、被災者や低所得者などに配慮され、医療費県単独補助適用者からは徴収しないこととされておりますが、当地域は、東日本大震災の影響から、被災者のみならずいまだに生活基盤が整わない地域住民がいることから、その適用範囲を釜石市医療費単独補助適用者まで拡大していただきますよう要望します。</p>	<p>紹介外初診時負担制度は、200床以上の病院と診療所等との機能分担の推進を目的に、大病院への外来患者の集中を改善するため国が導入したものです。</p> <p>県立病院としても病院と診療所の機能分担を推進し、より充実した医療サービスを行うこととし、平成8年8月1日から許可病床200床以上の14病院で徴収をはじめ、平成21年4月からは一般病床200床以上の9病院で料金を徴収しています。</p> <p>ただし、県立病院としては患者の病状や経済事情に十分配慮する必要があると考えており、国の公費負担医療制度や子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭に対する県の医療費助成事業の対象となる方については、当該料金を免除しています。こうした状況においては、県立病院全体の患者負担の公平性等を考慮すると、免除の適用範囲を釜石市医療費単独補助適用者へ拡大することは難しいと考えています。（C）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	C : 1
-------	---	--	---------	-------	-------

7月31日	<p>7 被災者生活再建支援金制度（加算支援金）の申請期限延長について</p> <p>本市では、東日本大震災で被害を受けた各種施設、道路、港湾などの復旧や整備が進み、まちの復興も着実に進展しておりますが、一部には未だに住宅の再建が進んでいない世帯もあります。</p> <p>被災者生活再建支援金の基礎支援金は、現在、4,083世帯に支給しており、また、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金については、現在までに、約2,400件の申請を受理し、更に相当数の加算支援金の申請を見込んでおります。</p> <p>市内では着実に住宅の再建が進んでおりますが、宅地造成は平成30年度に完了したところであり、住まいの復興に要する時間には個人差があるため、現在、申請期限の令和3年4月10日までに住宅の再建に着手できない世帯が生じることが予測されます。</p> <p>つきましては、上記の事情をご賢察の上、被災者生活再建支援金制度（加算支援金）の申請期限の延長について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、要望があった1市のみ、令和4年4月10日までの延長が決定しています。（A）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1
-------	---	---	---------	-------	-----

7月31日	<p>8 災害援護資金制度の申請期限延長について</p> <p>東日本大震災の被災者が利用できる災害援護資金制度は、被災者の住宅再建や生活基盤の再構築に寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に大きく貢献しておりますが、その申請期限は令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>しかしながら、市内の宅地造成は平成30年度に完了したところであり、住まいの復興はもとより生活の復興には個人差があり、まだある程度の時間を要するものと見込まれます。</p> <p>現在までの本制度に係る借用事由の多くは、復興公営住宅に入居するための家財購入や住宅建築に要する費用など自力再建に関するものであり、今後も多くの被災者が復興するにあたり、本制度を必要とするものであります。</p> <p>つきましては、被災者一人ひとりに対して支援の手がきめ細かに行き届き、被災者が自立した生活を安心して送るため災害援護資金制度の申請期限を延長していただきますよう、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付けについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」が令和2年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和3年3月31日まで1年間延長されたところです。</p> <p>一方で、本県被災地においては、令和3年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところです。</p> <p>そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、令和3年4月1日以降の特例措置の延長について、令和2年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国に要望していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
-------	---	--	---------	-------	-----

7月31日	<p>9-(1) 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について</p> <p>(1) 釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の見直し</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>平成29年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始され、釜石港の物流機能が飛躍的に向上しているほか、同年11月からは、新たなコンテナ定期航路が開設され、貿易の選択肢が広がったことで、釜石港の利便性は一層向上しております。</p> <p>こうしたハード・ソフトの充実によって、令和元年の釜石港コンテナ取扱量は、同港が有する岩手県過去最多記録を大幅に更新したほか、利用企業数も年々増加傾向にあり、釜石港が本市のみならず、被災沿岸部や岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>このような中、工業集積地である県内陸部と釜石港を直接結ぶ、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通に加え、広く沿岸を縦断する三陸沿岸道路の整備進捗が図られることで、その結節点に位置する釜石港のアクセス性は今後一層向上し、更なる利用拡大が大いに期待されるところです。</p> <p>釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方で、公共ふ頭では、ふ頭用地の不足等が顕在化しており、釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流再開のほか、新たな釜石港寄港ニーズへの対応を見据えた場合、公共ふ頭の用地面積、岸</p>	<p>港湾施設の新設や拡張に当たっては、長期構想を策定したうえで、港湾計画を見直し、必要となる港湾施設を計画に位置付けることとなっております。</p> <p>釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、令和元年までコンテナ貨物の取扱が増加していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。</p> <p>このことから、釜石港の長期開発構想の策定等については、引き続き、貴市と意見交換や「釜石港利活用検討会議」の場を活用しながら、必要な検討を行ってまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
-------	---	--	---------	-----	-------

壁数の不足が喫緊の重要課題として浮上してくることから、釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の見直し、更には、ふ頭用地造成及び岸壁新設が必要不可欠です。

また、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、釜石港を含め、県内港湾の利用促進に向けた取組やインセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。

今後、更なる港勢発展を標榜すると、持続的なインセンティブ施策の展開が求められるものの、これに呼応する形で財政的負担も大きくなることから、岩手県による施策の展開も必要と考えられます。

つきましては、かかる事情をご勘案頂き、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。

(1)釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の見直し

7月31日	<p>9-(2) 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について</p> <p>(2) ふ頭用地造成及び岸壁新設</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>平成29年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始され、釜石港の物流機能が飛躍的に向上しているほか、同年11月からは、新たなコンテナ定期航路が開設され、貿易の選択肢が広がったことで、釜石港の利便性は一層向上しております。</p> <p>こうしたハード・ソフトの充実によって、令和元年の釜石港コンテナ取扱量は、同港が有する岩手県過去最多記録を大幅に更新したほか、利用企業数も年々増加傾向にあり、釜石港が本市のみならず、被災沿岸部や岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>このような中、工業集積地である県内陸部と釜石港を直接結ぶ、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通に加え、広く沿岸を縦断する三陸沿岸道路の整備進捗が図られることで、その結節点に位置する釜石港のアクセス性は今後一層向上し、更なる利用拡大が大いに期待されるところです。</p> <p>釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方で、公共ふ頭では、ふ頭用地の不足等が顕在化しており、釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流再開のほか、新たな釜石港寄港ニーズへの対応を見据えた場合、公共ふ頭の用地面積、岸壁数の不足が喫緊の重要課題として浮上してくるこ</p>	<p>県では、現在の施設の利用促進を図りさらなるコンテナ貨物取扱量を増やすため、釜石港のコンテナターミナルにおける、リーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を鋭意進めてきたところです。</p> <p>ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期開発構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1
-------	---	--	-------------	-----	-------

とから、釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の見直し、更には、ふ頭用地造成及び岸壁新設が必要不可欠です。

また、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、釜石港を含め、県内港湾の利用促進に向けた取組やインセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。

今後、更なる港勢発展を標榜すると、持続的なインセンティブ施策の展開が求められるものの、これに呼応する形で財政的負担も大きくなることから、岩手県による施策の展開も必要と考えられます。

つきましては、かかる事情をご勘案頂き、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。

(2)ふ頭用地造成及び岸壁新設

7月31日	<p>9-(3) 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について</p> <p>(3) 岩手県による持続的なインセンティブ施策の展開</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>平成29年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始され、釜石港の物流機能が飛躍的に向上しているほか、同年11月からは、新たなコンテナ定期航路が開設され、貿易の選択肢が広がったことで、釜石港の利便性は一層向上しております。</p> <p>こうしたハード・ソフトの充実によって、令和元年の釜石港コンテナ取扱量は、同港が有する岩手県過去最多記録を大幅に更新したほか、利用企業数も年々増加傾向にあり、釜石港が本市のみならず、被災沿岸部や岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>このような中、工業集積地である県内陸部と釜石港を直接結ぶ、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通に加え、広く沿岸を縦断する三陸沿岸道路の整備進捗が図られることで、その結節点に位置する釜石港のアクセス性は今後一層向上し、更なる利用拡大が大いに期待されるところです。</p> <p>釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方で、公共ふ頭では、ふ頭用地の不足等が顕在化しており、釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流再開のほか、新たな釜石港寄港ニーズへの対応を見据えた場合、公共ふ頭の用地面積、岸</p>	<p>県では、インセンティブ施策の展開について、港湾施設使用料の減免措置を状況に応じて実施しているところです。</p> <p>更なるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる内容とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

	<p>壁数の不足が喫緊の重要課題として浮上してくることから、釜石湾長期開発構想の検討による港湾計画の見直し、更には、ふ頭用地造成及び岸壁新設が必要不可欠です。</p> <p>また、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、釜石港を含め、県内港湾の利用促進に向けた取組やインセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。</p> <p>今後、更なる港勢発展を標榜すると、持続的なインセンティブ施策の展開が求められるものの、これに呼応する形で財政的負担も大きくなることから、岩手県による施策の展開も必要と考えられます。</p> <p>つきましては、かかる事情をご勘案頂き、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p>(3)岩手県による持続的なインセンティブ施策の展開</p>				
7月31日	<p>10-(1) 安全・安心なまちづくりの推進について (1)市内河川の浚渫</p> <p>昨今の異常気象による豪雨により、土砂や流木等が堆積し河床が上昇することで災害発生の危険性が高まることから、甲子川の源太沢地区等の浚渫について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p> <p>また、令和元年の台風第19号によって被災した甲子川、片岸川等の河川の復旧や、その他の河川も含め土砂撤去等の早期実施を要望いたします。</p>	<p>甲子川の源太沢地区の堆積土砂については、今年度の河道掘削で、これまで約4,800m³を撤去したところであり、今後も引き続き河道掘削を進めていきます。</p> <p>なお、甲子川、鶴住居川等については、今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>また、令和元年の台風第19号に係る河川災害復旧は、全4箇所のうち3箇所工事完成したところであり、残る1箇所も早期復旧に向け取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1

7月31日	<p>10-(2) 安全・安心なまちづくりの推進について (2)急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進</p> <p>土砂災害から地域住民の生命と財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業及び治山事業の促進について、引き続き特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>土砂災害防止対策のうち、ハード対策については、今年度、上中島一丁目-1地区で急傾斜地崩壊対策事業を、花露辺の沢(1)地区ほか2箇所です。このうち、花露辺の沢(1)地区砂防事業は、令和2年度事業完了を予定しています。</p> <p>また、令和元年台風第19号災害で土砂災害が発生した尾崎白浜の沢(6)地区砂防事業ほか11箇所については、令和5年度の完成を目指し、砂防堰堤の整備に取り組んでいます。</p> <p>今後も災害履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p> <p>また、ソフト施策については、昨年度土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了し、土砂災害警戒区域等を公表したところであり、今後も、引き続き、土砂災害警戒区域等の早期指定に向け取り組んでいきます。(A)</p> <p>治山事業については、令和2年度、令和元年東日本台風で被災した佐須地区、片岸地区において、土砂流出防止対策及び崩壊地復旧に取り組んでいるところであり、片岸地区及び花露辺地区については令和2年度の事業完了を予定しています。</p> <p>今後も荒廃林地の復旧整備については、緊急度の高い箇所から順次実施し、山地災害の未然防止を図っていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林部	A:2
-------	---	---	---------	---------	-----

7月31日	<p>10-(3) 安全・安心なまちづくりの推進について (3) 主要地方道及び県道の改良整備の促進</p> <p>沿岸部と内陸部を結ぶ横断幹線道路として、本市の産業経済の発展に欠くことのできない主要地方道釜石遠野線笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備について、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>笛吹峠付近については、幅員が狭く、急カーブが連続しており、また橋野鉄鉱山(てっこうざん)の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、改善に向けて整備が必要な区間と認識しています。</p> <p>抜本的な改良については、多額の事業費が見込まれるなど、早期の整備が難しいものの、まずは、安全に通行できるよう、大型車や乗用車同士のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところです。</p> <p>今年度は局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を実施しており、今後も整備推進に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	B : 1
7月31日	<p>10-(4) 安全・安心なまちづくりの推進について (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進</p> <p>県事業における新大渡橋の開通により交通の緩和、安全の確保、景観の向上等が図られておりますが、この地域の一層の機能充実を図る為に不可欠となる、国道283号(釜石駅～五の橋間)整備促進が不可欠でありますので、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断してまいります。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1
7月31日	<p>10-(5) 安全・安心なまちづくりの推進について (5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備</p> <p>国道45号と国道283号を接続し、市街地バイパス、或は住民の命を守る緊急避難路としての機能を果たす市道平田上中島線の県道昇格と早期整備について、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したもののについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークのあり方を総合的に判断しながら検討してまいります。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1

<p>7月31日</p>	<p>11 釜石鵜住居復興スタジアムの利活用の推進について</p> <p>ラグビーワールドカップ2019TM日本大会釜石開催は、東日本大震災からの復興と支援に対する感謝を発信する所期の目的を果たすとともに盛会裏に終えることができました。</p> <p>開催都市中唯一の新設会場となった釜石鵜住居復興スタジアムの整備にあたっては、①三陸被災地のスポーツ施設不足を解消し、県民が集い、スポーツを楽しめる、②国際・国内スポーツ大会はじめ音楽・芸術・国際交流等の各種多様なイベント開催ができる、③常設設備を利用して医療福祉目的の健康体力づくり施設として有効活用できる、④震災の記憶と防災の知恵を伝える、⑤ラグビーV7とラグビーワールドカップのレガシー（遺産）を伝える、⑥釜石フィールドミュージアムを構成する施設として、自然環境、歴史文化を野外活動として学習体験できる、の6項目を基本方針に掲げ、岩手県との共同開催・連携のもと取り組んでまいりました。</p> <p>県北・沿岸振興及びラグビーワールドカップの開催を契機として県が掲げる地域振興策に沿ったスポーツ施策の展開並びにトップアスリートやトップレベルの競技への身近な体感、触れ合い、交流等の機会創出を通じたスポーツ振興、競技力向上、次世代の夢や希望醸成の実現を通じて、県民の幸福度を向上させることが重要と考えられますので以下の項目について要望いたします。</p> <p>1 釜石鵜住居復興スタジアムを活用した、県主催または全県的な各種スポーツ大会や文化イベント等を積極的に開催すること、及び、スポーツをはじめ教育、文化、観光、防災等様々な分野における全国規模の大会、催し等の誘致に支援すること。</p> <p>2 釜石鵜住居復興スタジアム等の既存施設を活用し、経済波及効果創出に資するスポーツ合宿誘致の推進、仕組みづくり、PR等の支援を行うこと。</p>	<p>1 県では、ラグビーワールドカップのメモリアルイベントの継続的な開催を、貴市とともに検討していくとともに、県ラグビー協会と連携した大会等の誘致活動、トップリーグ等の試合が行われる県外会場でのブース出展によるスタジアムのPRを行うこととしています。</p> <p>今後も、各種大会やイベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいきます。（A）</p> <p>2 県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しているところです。具体的には、市町村等と連携して、大学や実業団のスポーツチームを対象とした合宿相談会、合宿等の受入れ担当者向けの人材育成研修会、いわてスポーツコミッションWEBサイトで県内にあるスポーツ施設等の情報発信等を実施しています。</p> <p>引き続き、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら、県内各市町村のスポーツ施設等の資源や観光資源を生かし、交流人口の拡大に向けた取組を進めていきます。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：2</p>
--------------	---	--	----------------	--------------	------------

7月31日	<p>12 児童・生徒への心のケア対策について</p> <p>東日本大震災による子どもたちやその保護者のストレス障害などを早期に把握し、教育現場におけるきめ細かなケアに対応できるよう、継続的、長期的な心のケア対策を充実させるため、国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいております。</p> <p>釜石市内の児童・生徒やその保護者は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要があります。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いております。</p> <p>つきましては、今後も、当分の間、継続して岩手県から臨床心理士を学校へ安定的に派遣いただき、児童・生徒の心のケア対策にご配慮いただきますようお願いいたします。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>復興・創生期間（I期）終了後においても、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による支援を継続して要望していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
7月31日	<p>13 認定こども園・保育教諭の免許状更新講習の沿岸地区での開催について</p> <p>幼稚園教諭免許保有者は、免許更新のための更新講習の必要がありますが、県内では内陸部にしか受講会場が無く、連日に及ぶ講習の旅費、宿泊費等は免許保有者の大きな負担となっております。また、平成24年の認定こども園法改正に伴い創設された「幼保連携型こども園」では、その職員である保育教諭等は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則とされていますが、認定こども園には長期休暇が無いことから、対象職員の講習受講中の期間の保育士不足も大きな課題となっております。</p> <p>つきましては、受講者及び認定こども園の負担軽減を図るため、沿岸地区で教育免許更新講習の沿岸地区での実施について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>幼稚園教諭に関する免許状更新講習については、岩手大学が県内で会場を設置して実施する講習のほかに、多くの大学等において通信教育や、インターネットを活用したEラーニングによる講習を開設しており、自宅や職場で受講できる方法もありますのでご活用ください。</p> <p>なお、具体的な免許状更新講習一覧については、文部科学省のホームページにおいて公表されていません。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

7月31日	<p>14 ツキノワグマ対策について</p> <p>今年度は市内各所でのクマの出没件数が昨年度の2倍の件数に上っており、先日は住宅地の斜面に出没するなど、人間の生活圏により近づいている状況。</p> <p>市では地元猟友会や鳥獣保護巡視員と協力しながら、即時の住民周知や随時の追払い作業、誘引物の除去などの取組みによって、クマを本来の生息域である山へ戻す努力を続けているが、市単独での取組みはいずれ限界を迎えている。</p> <p>このような状況のなか、クマとの共存を図りつつ、出没抑制と被害防止を実現するため、県においては次のような対策をとっていただくよう要望する。</p> <p>○各地域における課題の洗い出しや関係者間の共通認識のもとで対処するための体制の構築。（県が主導する対策会議を開催）</p> <p>○県のリーダーシップのもと、クマの出没を抑制する住環境の整備のため、道路や公園施設などの施設管理者や関係機関と連携したクマ対策の展開。</p> <p>○クマ対策をよりの確に行うための生息域や個体数のより精微な調査。</p>	<p>ツキノワグマについては、狩猟期間を延長するとともに、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合や危害が切迫している場合における市町村の捕獲許可の権限の移譲のほか、市町村の臨機の判断による迅速な被害対応を促進するため、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可など、市町村と連携して人身被害の防止や農林業等被害の軽減に努めているところです。</p> <p>また、地域におけるツキノワグマ対策に係る体制については、釜石・大槌地区におけるツキノワグマ管理に係る具体的施策の検討・推進を目的として、平成15年から市町、警察や猟友会などを構成員とする「釜石・大槌地区ツキノワグマ管理協議会」を設置しておりますので、今後も当該協議会を活用して、出没状況、有害捕獲の状況や被害発生時の連絡体制等について関係者間で情報共有を強化します。</p> <p>(A)</p> <p>今年度は7月16日に当該協議会を開催し、ツキノワグマの出没を抑制する住環境の整備について協議させて頂いており、引き続き、関係（者）機関等と連携し出没抑制に向けた地域の取組を進めていきます。</p> <p>(B)</p> <p>また、県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数を把握し、計画的な管理を行うため、平成30年度から3か年にわたってヘアトラップによる生息頭数の調査を行っています。釜石市を含む北上高地地域南部は、令和元年度に調査を実施しており、今後、個体数の推計結果を当該協議会に提供し関係機関で共有するとともに、捕獲上限数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：1、 B：2
-------	--	---	---------	---------	-------------